

令和3年度 第2回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年5月11日（火）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 7名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤平清子 君	1番 渡邊通 君
2番 小泉治久 君	2番 吉田一男 君
3番 柳生利幸 君	3番 山崎明 君
4番 浅野敬司 君	4番 小見川清 君
	5番 小松崎秀昭 君
6番 島田辰男 君	6番 福岡みつ子 君
	7番 諏訪原早苗 君
8番 横張清彦 君	8番 野口裕司 君
	9番 栗山繁 君
10番 山崎久司 君	10番 大塚康夫 君

4. 欠席委員：農業委員 5番 吉田和嗣 君 7番 長谷川義洋 君 9番 青山和泉 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は17名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、2番小泉治久委員・3番柳生利幸委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日4月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が23a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から東へ約1.5kmに位置しております。作付予定作物は柿です。譲受人の自宅から申請地までの距離は約13kmです。経営面積は、阿見町のほか牛久市の耕作証明による面積を合算しています。

整理番号2番、3番について、申請日4月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が10a、互いに隣接する土地であります。契約内容は所有権移転売買です。〇〇から北北東へ約400mに位置し、作付予定作物はつまみ菜です。経営面積に貸付地の記載があります。こちらについて、申請者が代表を務める会社に勤務する社員と利用権設定（使用貸借）していましたが、この社員が退社した事により、当人は解約した認識でありますが、手続きが未了であることから、近日中に合意解約書を提出することとなっています。

整理番号4番、申請日4月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が12a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から南へ約900mに位置し、作付け予定作物は野菜です。譲受人の自宅から申請地までの距離は約20kmです。今年の2月総会にて許可した隣地になります。譲受人は、河内町において田んぼで水稻を中心に耕作しており、今回の申請地は前回同様で息子の勤務地にも近いことから、兼業で息子に耕作や管理を任せる予定であります。

以上4件において、いずれも申請書類及び添付資料等を確認し、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番島田辰男委員、整理番号2番3番を3番柳生利幸委員、整理番号4番を2番小泉治久委員、お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、荒廃が進んだ非農地に匹敵するほどの状態であり、境界については申請者が撮影した資料により確認いたしましたが、隣接する申請者所有農地と高低差が10m位あり、土を入れると言っていますが、どうでしょうか。

会長： 公共残土を入れるよう話してあります。

6番： 耕作不可能ではありませんか。

3番： そのままにしておくよりは、何か作ってもらった方が良いのではないのでしょうか。

6番： 残土をいれてしまうのではないか、心配です。

会長： 担当地区委員にパトロールをお願いしましょう。

8番： 経過観察ですね。

会長： 放っておけないので、確認をしていかないといけませんね。現在は木が生えていますが、20年前の状況は農地であり、現況確認証明（非農地証明）の対象にはなりませんからね。

事務局： 非農地通知について、お話があります。

令和3年4月1日付、国・県より、非農地判断の徹底についての通知がありました。利用状況調査の結果で、B分類、山林化されているものを、本来B分類のまま放置してはいけません。非農地通知を发出して地目を変えなさい。非農地通知は、事務局長専決で出せますが、通知を出しただけでは、本人が登記変更をしなければ、そのままになってしまうので、町の権限を使って、地目変更をかけなさいという通知です。

現在、阿見町にB分類の農地がかなり存在しています。地目が農地から非農地（山林等）に変更になると、税金も変わります。所有者の意向もあるので、変えられない状況です。放置せず、非農地通知を发出するよう、国・県より、改めて来ました。

町内全域を一斉にはできない状態、かなり大変な作業になります。1年に1地区、順次進めて行く予定です。今年は君島地区を計画しています。通知を发出するには、農業委員3名、事務局1名の4名で現地を確認するということです。B分類の現地を再度確認し、間違いなく非農地であれば、町の職権で、非農地通知を出して、一括して地目変更まで行うという流れで検討していますので、法務局、町の税務課と調整し、また、農振農用地内であった場合、農業振興課とも調整が必要となります。かなり大変な作業になりますので、一斉でなく、今年は先駆として、君島地区を、会長、浅野委員、山崎推進委員の協力をいただき、順次進めていきたいと思っております。時期については、またご相談させていただきます。

この通知は、毎年来ています。いずれは、実施しなければならない業務ですので、ご協力お願いいたします。

- 会長： 今回の整理番号1番は、非農地通知の対象となりますか。
- 事務局： 周りは山林ですが、申請地は山林化まで至っていませんので、非農地通知の対象ではありません。
- 3番： 原野という判断はどうでしょうか。
- 事務局： 原野というよりは、山林ですね。
- 3番： 山林か原野かという非農地判断も必要ですが、高低差が10m位あり、行き来を考えると、耕作不可能という判断も必要ではないでしょうか。
- 8番： 高低差に産廃などを入れられると困りますね。
- 事務局： 公共残土を入れるよう、指導してあります。
- 8番： 条件つきですね。
- 議長： それでは、次の調査員の報告をお願いします。
- 3番： 整理番号2番及び3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 2番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の良好な農地で、境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。整理番号1番については、条件付き、担当地区委員のパトロール等、経過観察とし、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
- <議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>
- 議長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日4月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が98aの内11a、〇〇から北東へ約450mに位置しており、周囲は宅地や山林などが混在し、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は500Wのパネルを212枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。資金計画は自己資金により行います。申請箇所については接道していない為、自己所有地の山林と農地内の通路を用いることとし、通路部分については制限除外の移動届を提出する旨で現在調整しております。

簡単ですが、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。2番小泉治久委員お願いたします。

2番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日4月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9aです。〇〇から北へ約100mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は340Wのパネルを304枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。資金計画は自己資金により行います。

整理番号2番、申請日4月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。〇〇から南東へ約600m、〇〇から西南西へ約650mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て、造成計画は、現状のまま利用。周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。

整理番号3番、申請日4月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5aです。〇〇から南南東へ約550mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て、造成計画は、現状の敷地内整地のみとし、隣地との境界は、ブロック3段にフェンス高さ〇〇cmを行います。給水は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後側溝へ放流します。資金は、父親からの借入れにより行い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。

整理番号4番、申請日4月26日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10aです。〇〇から北北東へ約150mに位置しており、周囲は宅地が混在し、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、駐車場〇台分。造成計画は現状のまま利用し、碎石敷き舗装。周囲はネットフェンスを設置し緩衝帯も設け、雨水は敷地内浸透とします。資金は自己資金により行います。こちらの案件は追認となります。始末書が添付されていますので要所を読み上げます。

平成11年8月に当地（現況雑種地）を地権者から自己用トラック駐車場として借用しました。その後すぐに、地権者の方が〇〇県へ住所移転し今日に至りましたが、地理的に距離も離れており、出来れば売却したいとの話があり、その手続きを開始したところ、農地であることを認識し、農地の転用許可が必要であることを知りました。農地法の何たるやも知らず施工し、使用していましたこと誠に遺憾に感じております。今後は、このような事が絶対に無いように猛省、注意し農地法を遵守致しますので、何卒、寛容なご処理をお願いすると共に農地転用のご審議の程、宜しくお願い致します。と記載されています。

以上4件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番3番を3番柳生利幸委員、整理番号2番を2番小泉治久委員、4番を8番横張清彦委員お願ひいたします。
- 3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、雑草等が若干生い茂っている状態でした。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 2番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕地の農地で、管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 3番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 8番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。追認ですので、ある程度出来上がっていますが、諸事情を配慮し、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願

いたします。

- 議 長： これでは調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

- 議 長： 続いて、議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

- 事 務 局： 議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日4月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計は3a、現況写真国土地理院平成11年5月30日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から北北西へ約200mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

整理番号2番、申請日4月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は7a、現況写真国土地理院平成11年6月12日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から西北西へ約300mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

整理番号3番、申請日4月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は7a、現況写真国土地理院平成11年6月12日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から西北西へ約250mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

整理番号4番、申請日4月23日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は3a、現況写真国土地理院昭和59年11月26日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から北へ約150mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから30年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

現地においても、耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物理的にも困難であり、その土地の周囲の状況からみてその土地を農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上4件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番3番4番を8番横張清彦委員お願いいたします。

- 1番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであり、願出地において耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 8番： 整理番号2番3番及び4番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。いずれの願出地においても、耕うん機等の機械を入れることによって

耕作が可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

- 議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。
事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番から6番、地目は田で、3筆、5,713㎡、地目は畑で、6筆、24,287㎡、面積合計30,000㎡、貸し手6名、借り手5名、賃貸借6件、新規設定1件、再設定5件です。詳細については、お読み取りください。
議長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

- 議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。
事務局： 報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に対する決定について、案件は13件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
事務局： 続きまして、報告第2号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①活動報告

4月19日（月）里芋の種芋植付

②今後の予定

5月17日（月）会長・局長会議（水戸市）

7月14日（水）農地集積・集約大会（小美玉市）

③現地調査及び総会の予定

6月現地調査 6月 9日（水）当番農委 4番浅野敬司委員
当番農委 5番吉田和嗣委員

6月定例総会 6月10日（木）午後1時30分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦勞様でした。

午後2時30分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印